

# 令和4年第3回七戸町議会定例会 会 議 録

令和4年8月19日七戸町告示第82号で、令和4年第3回七戸町議会定例会を9月6日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和4年 9月 6日 午前10時05分 開会

令和4年 9月13日 午前11時58分 閉会

## ○応召議員（15名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	1番	中 野 正 章 君
	2番	山 本 泰 二 君	3番	向中野 幸 八 君
	4番	二ツ森 英 樹 君	5番	小 坂 義 貞 君
	6番	澤 田 公 勇 君	7番	宥 清 悦 君
	8番	岡 村 茂 雄 君	9番	附 田 俊 仁 君
	10番	佐々木 寿 夫 君	11番	田 嶋 輝 雄 君
	12番	三 上 正 二 君	13番	田 島 政 義 君
	14番	白 石 洋 君		

## ○不応召議員（1名）

副議長 15番 盛 田 恵津子 君

## ○町長提出案件

議案第63号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第64号 土地売買契約の締結について

議案第65号 工事請負契約の締結について

（荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事）

議案第55号 令和4年度七戸町一般会計補正予算（第5号）

議案第56号 令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第57号 令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会審査報告

議案第62号 令和3年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について

報告第20号 令和3年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第21号 令和3年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告について

報告第22号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度事務事業分）に関する報告について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

**○議員提出案件**

発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

議会改革特別委員会報告

議員派遣の件について

---

**○その他**

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

令和4年第3回七戸町議会定例会  
会議録（第1号）

令和4年9月6日（火）

午前10時05分 開会

---

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「議案第63号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から「諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの11議案、3報告、1諮問を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第5 決算審査特別委員会設置について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（15名）

議長	16番	瀬川左一君	1番	中野正章君
	2番	山本泰二君	3番	向中野幸八君
	4番	二ツ森英樹君	5番	小坂義貞君
	6番	澤田公勇君	7番	疍清悦君
	8番	岡村茂雄君	9番	附田俊仁君
	10番	佐々木寿夫君	11番	田嶋輝雄君
	12番	三上正二君	13番	田島政義君
	14番	白石洋君		

---

○欠席議員（1名）

副議長 15番 盛田恵津子君

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	仁和圭昭君	支所長	氣田雅之君

（兼庶務課長）

企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	保健福祉課長	井上健君
こどもみらい課長	佐々木和博君	会計管理者	高田美由紀君
		(兼会計課長)	
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	附田良亮君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	相馬和徳君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

---

○会議録署名議員

7番	听清悦君	8番	岡村茂雄君
----	------	----	-------

---

○会議を傍聴した者（4名）

---

○会議の経過

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） ただいまから、令和4年第3回七戸町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

したがって、令和4年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

---

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

---

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番市清悦君と8番岡村茂雄君を指名します。

---

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

初めに、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

去る8月19日告示、本日招集されました令和4年第3回七戸町議会定例会の会期について、先般8月25日午前10時から議会運営委員会を開催し、審議した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日9月6日から9月13日までの8日間を会期とすることに決定いたしました。

本日は、議案等の一括上程、決算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。あした7日は一般質問、8日及び10日、11日は議案調査及び閉庁日のため休会といたします。9日及び12日は決算審査特別委員会を行います。運営方法について皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。最終日の13日は、議案第62号を除き今回上程されております全議案について審議を行うこととしております。

以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願いを申し上げます。委員長報告といたします。

終わります。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月13日の8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程及び議事日程は、お手元に配付してあります。

---

### ○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願います。

次に、本日までに受理いたしました陳情等につきましては、別紙配付の陳情等文書表のとおりです。

先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第4号、同第5号及び同第6号は、資料配付としましたので御了承願います。

---

### ○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

議案第63号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての11議案、3報告、1諮問を一括上程します。

初めに、町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回七戸町議会定例会が開会されるに当たり、提出議案を御説明する前に一般報告をさせていただきます。

初めに、3年ぶりの開催となった「しちのへ秋まつり」ではありますが、お天気にも恵まれ、2日間に短縮した日程ではありましたが、盛会裏に終わられました。

さて、8月上旬から中旬と、県内は停滞する前線の影響により全域で大雨となり、各地で河川氾濫による冠水被害や土砂崩れが相次いだところです。当町においては、8月3日に降水量が半日で約120ミリを観測し、一部地域に避難指示を発令いたしました。幸い、人的被害はなかったものの、各地で床下浸水、土砂の流出、通行止め、農地冠水等の被害が発生しました。町では一層の危機管理意識を強め、今後も町民の人命を

第一に避難指示と安全確保に努めるとともに、災害対応については引き続き万全な対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、今回の大雨は、津軽地方を中心に記録的な大雨となり、津軽圏域14市町村に災害救助法が適用となる甚大な被害となりました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧と復興を祈念いたします。

ゼロカーボンシティ実現に向けた動きであります。8月4日に町と日産自動車関連3者は「電気自動車を活用したカーボンニュートラル実現と災害に強いまちづくりに関する包括連携協定」を締結しました。本協定は、町で災害による停電が発生した際、日産販売会社から貸与される電気自動車を動力源とした災害時の電力供給体制の構築や、環境教育の普及などの取組を連携し、強化していくものであります。今後ともカーボンニュートラル及び循環型社会の形成に向け、産・学・官一体となって脱炭素化の推進と併せ、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、一向に収束の見えない新型コロナウイルス感染症についてですが、第7波として感染が拡大、医療機関が逼迫している状況にあります。先日より、公立七戸病院でも、入院患者6名と看護師、合わせて10名程度感染しており、これらは本来、受入れ指定病院の十和田・三沢市の病院に送るはずでありましたが、いずれも満床のため、七戸病院での入院となりました。これにより、救急外来の一部受入れの制限を行っております。町では、直近1週間当たりの新規感染者数が累計101から200人増加していることから、3年ぶりの「しちのへ夏まつり」は、大変残念ではありましたが、やむなく花火大会のみに、また、「しちのへ秋まつり」については、山車運行等の規模縮小を図った開催となりました。さらに、今月中旬に予定していた「七戸町盛年式」は取りやめたところであります。

町では、引き続き新規感染者発生状況の把握に努めるとともに、より一層の感染防止対策と併せて感染時の重症化を防ぐワクチン接種を実施していきたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第63号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、同法等の改正内容に準じて所要の改正を行う必要があるため提案するものです。

議案第64号土地売買契約の締結については、旧天間館中学校グラウンドの跡地の一部用地について、現在、普通財産賃貸借契約を締結している社会福祉法人天寿園会と、今般、土地売買契約を行うため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第65号工事請負契約の締結については、荒熊内地区公共駐車場舗装新設工事の条件付一般競争入札を令和4年8月18日に実施したところ、株式会社工藤組に落札と

なったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第55号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額に1億8,190万1,000円を追加し、予算の総額を123億695万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税に4億232万9,000円、国庫支出金に8,428万2,000円、県支出金に5,922万2,000円、繰越金に2,338万1,000円を追加し、繰入金から3億7,786万2,000円、町債から1,626万7,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費に1億7,515万8,000円、民生費に1,465万7,000円、土木費に7,580万2,000円、教育費に2,125万1,000円、災害復旧費に1,500万円を追加し、消防費から1億4,064万7,000円を減額するものです。

今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費の増額、町道の維持管理経費の増額及び電源立地地域対策交付金の交付決定に伴う中部上北広域事業組合負担金の減額となっております。

議案第56号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から4,488万7,000円を減額し、予算の総額を17億7,193万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税から5,069万2,000円を減額し、歳出の主なものは国民健康保険事業費納付金から5,445万6,000円を減額するものです。

議案第57号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に475万4,000円を追加し、予算の総額を4億3,868万円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金に969万2,000円を追加し、諸収入から471万4,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に158万5,000円、諸支出金に339万3,000円を追加するものです。

議案第58号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に3,445万8,000円を追加し、予算の総額を27億7,860万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金に3,409万8,000円を追加し、歳出の主なものは、基金積立金に1,107万7,000円、諸支出金に2,302万円を追加するものです。

議案第59号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に1,219万2,000円を追加し、予算の総額を5億1,350万1,000円とするものです。



歳入は、繰入金に761万5,000円、繰越金に457万7,000円を追加し、歳出の主なものは、総務費に201万2,000円、事業費に1,013万円を追加するものです。

また、継続費については、下水道施設改築更新業務を増額変更するものです。

議案第60号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入において、繰越金に56万8,000円を追加し、繰入金から56万8,000円を減額するものです。

議案第61号令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益に167万9,000円、営業外収益に121万5,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億6,229万8,000円とし、収益的支出の営業費用に351万4,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億1,358万2,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の工事負担金から206万8,000円を減額し、資本的収入の総額を1億2,479万3,000円とし、資本的支出の建設改良費に1,425万6,000円を追加し、資本的支出の総額を3億8,860万1,000円とするものです。

議案第62号令和3年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、令和3年度の七戸町各会計歳入歳出決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

報告第20号令和3年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、令和3年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するものです。

報告第21号令和3年度七戸町一般会計継続費精算報告書の報告については、継続費を設定した農業振興地域整備計画変更業務及び（仮称）七戸町総合アリーナ変更設計業務の終了に伴い、継続費の精算に関する報告をするものです。

報告第22号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度事業分）に関する報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告するものです。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和4年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員について、引き続き小原勇作氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 次に、教育長から報告を求めます。

教育長。

○教育長（附田道大君） おはようございます。

議員の皆様には、日頃から教育行政に対して格別の御支援、御指導をいただき、心からお礼申し上げます。

それでは、9月議会定例会に上程いたしました報告第22号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度事務事業分）に関する報告について御説明申し上げます。

七戸町教育委員会では、効率的な教育行政の推進を図るため、学識経験者からなる「七戸町教育評価審議会」を設置し、教育委員会部局、各課・室・館の令和3年度における主要事務事業を対象に点検・評価を行いました。

本報告については、点検・評価結果の報告を受けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告するものです。

また、報告書については、七戸町ホームページに掲載し公表いたします。

点検・評価の結果を踏まえ、これからの施策に反映させ、教育施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。説明・報告とします。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

---

#### ○日程第5 決算審査特別委員会設置について

○議長（瀬川左一君） 日程第5 決算審査特別委員会設置について、初めに、令和3年度各会計歳入歳出決算の概要について、会計管理者より説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（高田美由紀君） おはようございます。

ただいまから、令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

各会計に共通いたしますが、予算額及び決算額については、前年度からの繰越明許費を含んだものとなっております。

それでは最初に、一般会計について説明いたします。

予算総額は119億9,012万6,404円であります。

歳入決算額は119億680万4,826円で、予算額に対する収入率は99.30%、調定額に対する収入率は97.80%でございます。

一方、歳出決算額は114億6,573万6,588円で、予算額に対しての執行率は95.63%、不用額1億7,516万816円を生じております。

このことから、一般会計決算の歳入歳出差引残額は4億4,106万8,238円で、この残額から令和4年度への繰越明許費繰越額1億2,880万7,922円、事故繰越繰越額2,887万8,500円を控除した実質収支額は2億8,338万1,816円と

なります。

この額から条例に基づき2億5,000万円を基金へ繰入れし、残額の3,338万1,816円が令和4年度への繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計について説明いたします。

予算総額は18億2,413万2,000円であります。

歳入決算額は18億5,867万4,634円で、予算額に対する収入率は101.89%、調定額に対する収入率は96.22%でございます。

一方、歳出決算額は18億84万2,509円で、予算額に対しての執行率は98.72%、不用額2,328万9,491円を生じております。

このことから、国民健康保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は5,783万2,125円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

予算総額は4億3,906万5,000円であります。

歳入決算額は4億4,391万7,753円で、予算額に対する収入率は101.11%、調定額に対する収入率は100.40%でございます。

一方、歳出決算額は4億3,422万3,993円で、予算額に対しての執行率は98.90%、不用額484万1,007円を生じております。

このことから、後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出差引残額は969万3,760円となり、全額が令和4年度への繰越金となります。

次に、介護保険特別会計について説明いたします。

予算総額は27億1,991万4,000円であります。

歳入決算額は27億1,962万796円で、予算額に対する収入率は99.99%、調定額に対する収入率は99.75%でございます。

一方、歳出決算額は26億4,432万1,078円で、予算額に対しての執行率は97.22%、不用額7,559万2,922円を生じております。

このことから、介護保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は7,529万9,718円となり、この額から条例に基づき4,120万円を基金へ繰入れし、残額の3,409万9,718円が令和4年度への繰越金となります。

次に、介護サービス事業特別会計について説明いたします。

予算総額は508万7,000円であります。歳入決算額は513万1,636円で、予算額に対する収入率は100.88%、調定額に対する収入率は100%でございます。

一方、歳出決算額は458万2,093円で、予算額に対しての執行率は90.07%、不用額50万4,907円を生じております。

このことから、介護サービス事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は54万9,543円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、七戸霊園事業特別会計について説明いたします。

予算総額は753万2,000円であります。

歳入決算額は753万4,852円で、予算額に対する収入率は100.04%、調定額に対する収入率は100%でございます。

一方、歳出決算額は672万1,421円で、予算額に対しての執行率は89.24%、不用額81万579円を生じております。

このことから、七戸霊園事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は81万3,431円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

予算総額は4億2,354万2,000円であります。

歳入決算額は4億2,626万723円で、予算額に対する収入率は100.64%、調定額に対する収入率は99.74%でございます。

一方、歳出決算額は4億2,158万2,751円で、予算額に対しての執行率は99.54%、不用額195万9,249円を生じております。

このことから、公共下水道事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は467万7,972円となり、全額が令和4年度への繰越金となります。

最後に、農業集落排水事業特別会計について説明いたします。

予算総額は6,769万4,000円であります。

歳入決算額は6,775万314円で、予算額に対する収入率は100.08%、調定額に対する収入率は99.95%でございます。

一方、歳出決算額は6,708万1,507円で、予算額に対しての執行率は99.10%、不用額61万2,493円を生じております。

このことから、農業集落排水事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は66万8,807円となり、全額が令和4年度への繰越金となります。

以上のとおり、令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 次に、令和3年度水道事業会計決算の概要について、上下水道課長より説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） おはようございます。

ただいまから、令和3年度七戸町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

最初に、水道の普及状況であります。給水人口は1万4,622人で、前年度に比べ338人減少となりました。

給水契約は7,580件で、前年度に比べ5件増加し、給水普及率は前年度と同様の9

9.0%となっております。

次に、年間有収水量は154万5,262立方メートルで、前年度に比べ3万5,343立方メートル減少しました。1日当たりの最大配水量は7,955立方メートルで、前年度に比べ619立方メートル増加し、平均配水量は6,010立方メートルで、前年度に比べ26立方メートルの増加となっております。有収率は、前年度に比べ2.0ポイント減少して70.4%となりました。

次に、工事関係では、計量法の規定による検定満期に達した1,047か所のメーター交換を行いました。

配水管は、ライフライン機能強化等事業国庫補助による布設替え及び道路改良工事関連による整備で10地区の約2,487メートルの布設替えを実施しております。

なお、これらの工事による管路の整備状況は、令和3年度末時点で総延長約278キロメートルとなり、石綿セメント管の残り延長はそのうち約43キロメートルとなっております。

次に、会計の状況につきまして、消費税抜きの数値で御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収益的収入合計額は3億1,905万4,586円で、前年度と比較し678万1,532円の減収となっており、給水収益では468万3,780円の減収となりました。

主な収入といたしましては、給水収益が2億6,263万9,732円で、収入総額の82.32%を占め、長期前受金戻入が4,838万3,006円で、収入総額の約15.16%を占めています。

次に、収益的支出合計額は2億7,287万8,416円で、前年度と比較し61万8,178円の減となりました。

主な支出といたしましては、企業債利息が1,967万2,960円、職員給与費等が3,880万9,138円、水質検査及び検針業務、浄水場管理業務等の委託料が2,260万3,301円、減価償却費が1億3,496万1,064円でございます。

また、8月10日台風9号から変わった大雨被害による特別損失といたしまして、手当等が119万1,101円、取水口土砂撤去及び断水復旧作業業務等の委託料が215万682円、導水管路法面復旧及び配水管、漏水箇所等の修繕費が288万2,700円でございます。

これにより、令和3年度七戸町水道事業におきましては、収益的収入総額3億1,905万4,586円、収益的支出総額2億7,287万8,416円となり、差引純利益が4,617万6,170円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入合計額は1億3,781万6,768円、支出合計額は2億7,094万2,738円であります。

収入では、ライフライン機能強化等国庫補助金が3,887万6,000円、老朽管更新事業に伴う企業債借入金7,000万円、他会計負担金及びその他負担金が2,89

4万768円であります。

支出では、企業債元金償還金が6,771万9,358円、検定満期に伴う水道メーター更新工事費等が2,842万6,770円、老朽管更新工事費等が1億6,914万6,610円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税込みで1億5,330万3,112円であり、これを損益勘定留保資金から8,920万9,821円、減債積立金から5,000万円、消費税資本的収支調整額から1,409万3,291円で補填しております。

以上で、令和3年度七戸町水道事業決算の概要について説明を終わります。

○議長（瀬川左一君） 次に、令和3年度七戸町各会計決算審査意見書並びに令和3年度財政健全化及び経営健全化審査意見書について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（吉川正純君） おはようございます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度の七戸町各会計の決算等について、審査意見を御報告申し上げます。

お手元に配付しております、令和3年度七戸町歳入歳出決算書の21ページをお開きいただきたいと思っております。

審査の対象は、令和3年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書及び証書類並びに水道事業会計決算、同財務諸表及び証書類、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書の11項目でございます。

審査は、令和4年7月21日から7月29日までの7日間、実施いたしました。

審査に当たりましては、町長から提出された決算関係書類と会計管理者及び水道事業管理者が保管する関係諸帳簿、証書類との照合、関係責任者からの説明を聴取するなど、書類等が適切に作成されているのかを審査いたしました。

その結果、審査に付された各決算は、関係諸帳簿及び証書類と適合した結果、計数に誤りがなく、法令規則に基づいて適切に処理されているものと認めました。

総括的な意見としては、より一層の効率的な行政効果を上げるよう次のように指摘しました。

①近年は異常気象に伴う自然災害が激甚化している。過去の震災・風水害等を教訓とし、災害に強いまちづくりに取り組んでいただきたい。

②昨今の社会情勢は大きく変化をしており、行政マンとしての習慣や前例にとらわれず、チャレンジ精神をもって改善・改革に取り組むことができるよう計画的な人材育成に努力されたい。

③自主財源である町税の確保は、自治体運営に必要不可欠である。納税の利便性向上に資する取組を工夫されているが、引き続き収納率の維持に努力されたい。

④各種要望に対する補助金交付にあつては、「効果の見える化」や「他の事業等との連携」を検討し、所管課で費用対効果の検証を適切に行われたい。

⑤歳計現金及び各基金については、安全かつ有利に管理されているが、引き続き管理には万全を期するよう努めつつ、より一層有効に活用できるよう工夫を図られたい。

⑥町の課題解決と魅力を創出していくためには、地域と行政が協働のまちづくりを促進することで、豊かで活力ある地域社会の実現を目指していただきたい。

以下、22ページから37ページまでの説明は省略させていただきますが、各会計の前年度の比較及び詳細について、それぞれ資料を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、令和3年度決算審査意見書についての御報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化審査及び経営健全化審査の結果について、御報告いたします。

お手元に配付しております報告第33号令和3年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての1ページ目と2ページ目を御覧いただきたいと思ひます。

審査の対象は、令和3年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率の5項目及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査は、令和4年7月27日に実施いたしました。

審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、収支がいずれも黒字であること、また、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っている内容となっております。現時点の数値は、健全な財政運営が反映されております。しかし、今後は、町及び一部事務組合での大型事業も、昨今の世界情勢による各種経費高騰や物資不足の中、計画が実施される予定であり、歳入・歳出両面での係数悪化が確実で、より効率的な財政運営が求められています。

なお、審査に付された書類については、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上、令和3年度財政健全化審査意見書及び令和3年度経営健全化審査意見書についての御報告といたします。

よろしく願いいたします。

**○議長（瀬川左一君）** これをもって、決算の概要説明及び審査意見書の報告を終わります。

本件については、9月12日までを審査期限とする議長を除く全議員をもって構成す

る決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、本件については、9月12日を審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定しました。

---

#### ○散会宣告

○議長(瀬川左一君) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

なお、決算審査特別委員会を本定例会終了後、直ちに招集しますので、このまま御着席願います。

なお、9月7日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

9月7日の一般質問の順序をお知らせします。1番目は10番の佐々木寿夫君、2番目は2番の山本泰二君、3番目は3番の向中野幸八君、4番目は7番の冨清悦君となります。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時00分